

解答と解説

解答

【第1問】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
2	1	1	1	2	2	2	1	2	1
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
2	1	2	1	1	1	1	2	2	1
(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
1	2	1	2	2	2	2	1	2	2

【第2問】

(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)
3	2	3	3	3	1	2	3	2	1
(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)
2	1	2	3	3	2	1	2	2	3
(51)	(52)	(53)	(54)	(55)	(56)	(57)	(58)	(59)	(60)
2	1	2	1	2	1	2	2	1	2

〈合格基準〉60点満点で36点以上（各1点）

【第1問】

(1) 2

誤り。弁護士資格などの資格を有しないファイナンシャル・プランナーでも、顧客に対して遺産分割に関する一般的な説明を無償で行うことはできる。なお、弁護士資格を有しない者が「報酬を得る目的で一般の法律業務を取り扱うことを業とする」ことは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処される。

(2) 1

正しい。個人バランスシートに計上する有価証券の価額については時価、生命保険については作成時点の解約返戻金相当額を使用する。

<ライフプランニングのためのツール>

ライフイベント表	・将来の予定・計画を、時の流れに沿って表すもの ・ライフイベントごとの予算は通常、現在価値で把握する
キャッシュフロー表	・現在や将来の収入（可処分所得）、支出、年間収支、貯蓄残高などを表形式で表したもの ・可処分所得＝年収－（所得税＋住民税＋社会保険料）
個人バランスシート	・個人の資産と負債の現在の状況を表したもの ・資産などは、時価で記載する

(3) 1

正しい。健康保険の被保険者が同月内に同一の医療機関等で支払った医療費の一部負担金等の額が、その者に係る自己負担限度額を超えた場合、その超えた部分の額は、所定の手続により、高額療養費として支給される。

高額療養費における自己負担限度額は、次のようになっている。

<医療費の自己負担限度額（1ヵ月当たり）：70歳未満の者>

所得区分（標準報酬月額）	医療費の自己負担限度額
83万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%
53万円～79万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%
28万円～50万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%
26万円以下	57,600円
市区町村民税非課税者等	35,400円

※多数該当および世帯合算については考慮しない。70歳以上の場合、自己負担限度額が異なる。

(4) 1

正しい。遺族基礎年金を受給することができる遺族は、国民年金の被保険者等の死亡の

当時、その者によって生計を維持され、かつ、所定の要件を満たす、①子のある配偶者（妻・夫）または②子である。この場合の子とは、18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子（障害年金の障害等級1級または2級の場合は20歳未満の子）である。

なお、①の子のある配偶者については、従来は、子のいる妻が支給対象で夫（父子家庭）は対象外であったが、平成26年4月1日以後は、子のいる夫も支給対象となった。

(5) 2

誤り。日本政策金融公庫の教育一般貸付（国の教育ローン）の資金使途は、受験費用（受験料、受験時の交通費・宿泊費など）、学校納付金（入学金、授業料、施設設備費など）のほか、在学のため必要となる住居費用（アパート・マンションの敷金・家賃など）、教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、修学旅行費用、学生の国民年金保険料などが対象となる。

なお、融資限度額は、子1人につき350万円（外国の短大・大学・大学院に6ヵ月以上在籍する資金なら450万円）である。

(6) 2

誤り。国内銀行の窓口で加入した生命保険契約についても、生命保険契約者保護機構による補償の対象となる。

生命保険契約者保護機構は、生命保険会社が破綻した場合、破綻時点における補償対象契約の責任準備金等の90%（高予定利率契約を除く）まで補償する。責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金等の支払に備えるために、保険料の一部などを財源として積み立てている準備金である。

(7) 2

誤り。生命保険契約に基づき、契約者が保険会社に払い込む保険料は、主として保険金等を支払うための財源となる純保険料と、保険会社が保険契約を維持・管理していくための必要経費に充当される付加保険料で構成されている。

純保険料は予定死亡率と予定利率に基づいて計算され、付加保険料は予定事業費率に基づいて計算される。

(8) 1

正しい。増定期保険では、保険期間の経過に伴い保険金額が所定の割合で増加するが、保険料は保険期間を通じて一定である。

(9) 2

誤り。地震保険では、対象の住宅が「免震建築物割引」「耐震等級割引」「耐震診断割引」

「建築年割引」のいずれかの要件に該当する場合には、保険料に10%～50%の割引が適用されるが、重複して適用を受けることはできない。

(10) 1

正しい。個人賠償責任保険では、被保険者の飼い犬が他人を噛んでケガを負わせ、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害は、補償の対象となる。

(11) 2

誤り。個人が受け取る預貯金の利子は、源泉分離課税の取扱いで、利息手取り額は「利息額－所得税（15%）－復興特別所得税（所得税15%の2.1%＝0.315%）－住民税（利子割）（5%）」で計算される。年0.01%、預入期間1年の大口定期預金に1億円を預け入れた場合の源泉（特別）徴収後の手取りの利息は、次のようになる。

利息額＝1億円×0.01%＝10,000円

所得税＝10,000円×15%＝1,500円

復興特別所得税＝10,000円×0.315%＝31円（1円未満の端数は切り捨て）

地方税（利子割）＝10,000円×5%＝500円

10,000円－1,500円－31円－500円＝7,969円

(12) 1

正しい。一般に、債券の発行体の財務状況の悪化や経営不振などにより、償還や利払い等が履行されない（デフォルト）可能性が高まると、当該債券の市場価格は下落（利回りは上昇）する。

(13) 2

誤り。配当性向とは、その期の純利益（税引後利益）の中から、配当金をどのくらい支払っているかをパーセンテージで表したもので、「配当性向（%）＝1株当たりの配当額÷1株当たりの当期純利益×100」で計算される。

設問の「株価に対する配当金の割合を示す指標」は、配当利回りである。

(14) 1

正しい。外貨預金に預け入れるために、預金者が円貨を外貨に換える場合に適用される為替レートは、TTS（Telegraphic Transfer Selling＝電信売相場）である。他方、外貨預金からの引き出し時に、外貨を円に交換するときの為替レートは、TTB（Telegraphic Transfer Buying＝電信買相場）である。

(15) 1

正しい。金融 ADR 制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）とは、金融機関と利用者との紛争について、裁判に比べて基本的に短時間・低コストで、金融分野に見識のある中立・公正な専門家が和解案を提示し解決に努める制度である。この金融 ADR 制度において、内閣総理大臣が指定する指定紛争解決機関には、全国銀行協会、証券・金融商品あっせん相談センター、生命保険協会、日本損害保険協会などがある。

(16) 1

正しい。所得税は、総合課税が原則であるが、一定の所得については分離課税とされる。分離課税には、源泉分離課税と申告分離課税があり、国債や地方債などの特定公社債の利子は、申告分離課税の対象となる。源泉徴収税率は、所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%で合計 20.315%である。

総合課税	給与所得、事業所得などの各種の所得金額を合計して総所得金額を求め、これについて税額を計算して確定申告により税金を納める方法。
分離課税	他の所得金額と合計せず、分離して税額を計算する方法で、源泉分離課税と申告分離課税がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・源泉分離課税：所得の支払いの際に一定の税率で所得税を源泉徴収し、それだけで所得税の納税が完結するというもの。(例) 預貯金の利子所得など。 ・申告分離課税：確定申告により、税額を納めるもの。(例) 山林所得、土地建物等の譲渡による譲渡所得、株式等の譲渡所得、特定公社債等の利子等に係る利子所得など

(17) 1

正しい。給与所得の金額は、「給与収入－給与所得控除額」で計算される。給与所得控除額は、下記のように計算されるので、給与等の収入金額が 65 万円以下である場合、給与所得の金額は「65 万円－65 万円（給与所得控除額）＝0 円」となる。

給与収入金額	給与所得控除額（平成 29 年）
162.5 万円以下	65 万円
162.5 万円超～180 万円以下	収入金額×40%
180 万円超 ～360 万円以下	収入金額×30%＋18 万円
360 万円超 ～660 万円以下	収入金額×20%＋54 万円
660 万円超 ～1,000 万円以下	収入金額×10%＋120 万円
1,000 万円超 ～	220 万円（上限）

(18) 2

誤り。所得税の退職所得の金額は、「(その年中の退職手当等の収入金額－退職所得控除額) ×1/2」(勤続年数が 5 年以下の役員等に支払う特定役員退職手当等については 1/2

課税の適用はない) で計算される。

退職所得控除額は勤続年数に応じて、下表のように計算する。すなわち、勤続年数が 20 年以下の場合には、1 年あたり 40 万円、20 年を超える場合には、20 年までは 1 年あたり 40 万円 (40 万円×20 年=800 万円)、20 年を超えた部分については 1 年あたり 70 万円で計算する。

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円×勤続年数
20 年超	800 万円+70 万円×(勤続年数-20 年)

(注) 勤続年数に 1 年未満の端数がある場合は、1 年に切り上げて計算する。

(19) 2

誤り。助産師による分べんの介助を受けるために直接必要な費用は、所得税における医療費控除の対象となる。

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、医療費控除として一定の金額の所得控除を受けることができる。医療費控除の控除額は、「支払い医療費-保険金などで補てんされる金額-10 万円 (注)」(控除限度額は 200 万円) で計算される。

(注) 総所得金額等が 200 万円未満の場合は、総所得金額等の 5%。

医療費控除の対象となる医療費には、次のようなものがある。

- ①医師・歯科医師等による診療・治療の対価 (なお、健康診断や人間ドックの費用は原則として対象とならないが、異常が見つかり治療を受けることになった場合は対象となる)
- ②治療に必要な医薬品の購入の対価 (なお、市販の風邪薬などの購入代金は対象となるが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は対象とならない)
- ③診療等を受けるための公共交通機関 (バス・電車等) による通院費 (なお、自家用車で通院する場合の駐車場代やガソリン代は対象とならない)
- ④助産師による分べんの介助の対価
- ⑤介護保険制度の下で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額——など。

<参考> 「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」

平成 29 年から医療費控除の特例として、「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例 (「セルフメディケーション税制」) が新設された。この特例は、一定のスイッチ OTC 医薬品 (医療用から一般用に転用された医薬品) を購入した場合で、実質負担金額が 1 万 2,000 円を超えたときは、その超えた金額 (8 万 8,000 円が上限) が所得控除額となる。なお、通常の医療費控除額との重複適用は不可。

(20) 1

正しい。給与所得者であっても、その年分の給与収入の金額が 2,000 万円を超える場合や、給与所得・退職所得以外の所得が 20 万円を超える場合、2 ヶ所以上から給与を受ける場合などは、年末調整の対象とならないため、所得税の確定申告をしなければならない。

また、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、給与所得者であっても、最初の年は確定申告が必要である（2 年目以降は年末調整が適用を受けることができる）。

さらに、所得控除のうち、医療費控除・雑損控除・寄附金控除の適用を受ける場合には、給与所得者であっても確定申告が必要である（ただし、寄附金控除については、給与所得者等がふるさと納税を行った場合には確定申告を不要とする「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されている）。

(21) 1

正しい。不動産の登記記録において、所有権に関する登記事項は権利部（甲区）、抵当権など所有権以外の権利に関する登記事項は権利部（乙区）に記録される。

<不動産の登記記録の構成>

表題部	土地や建物の物理的概要を記録 ・土地：所在、地番、地目、地積等 ・建物：所在、家屋番号、床面積等	
	権利部	
	甲区	所有権に関する事項を記録 ・所有権保存、所有権移転、差し押さえ等
	乙区	所有権以外の権利に関する事項を記録 ・抵当権、賃借権、地上権等

(22) 2

誤り。民法の規定によれば、不動産の売買契約において、売買の目的物に隠れた瑕疵があり、買主が売主の瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求をする場合、買主は、その瑕疵がある事実を知った時から（2 年ではなく）1 年以内に当該権利を行使しなければならない。

民法では、売買契約の目的物に隠れた瑕疵があった場合、買主は瑕疵があることを知った時から 1 年以内ならば売主に対し損害賠償の請求ができるとし、また瑕疵のために契約の目的を達することができないときは契約を解除することもできるとしている。これを瑕疵担保責任というが、売主は故意または過失がなくても、その責任を負わなければならないとされている。

購入したときからではなく、瑕疵があることを知ったときから 1 年というのは、売主にとってかなり厳しい規定であるので、売主・買主双方の話し合いにより、瑕疵担保責任の期間を限定したり、「売主は瑕疵担保責任を負わない」とする特約を定めることは有効で、実務上一般的に行われている。

ただし、売主が宅地建物取引業者の場合には、売主業者は瑕疵担保責任を引渡しの日から 2 年以上負う必要がある（瑕疵担保責任の期間を引渡しの日から 2 年より短くする特約や瑕疵担保を免責する特約を定めた場合、その特約は無効となる）。

(23) 1

正しい。建築基準法の規定によれば、第 1 種・第 2 種低層住居専用地域と第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域の建築物には、北側隣地の日照の悪化を防ぐことを目的として、原則として、北側斜線制限（同法第 56 条に規定する建築物の高さ制限）が適用される。

(24) 2

誤り。建物の区分所有等に関する法律（区分所有法）の規定によれば、建て替えは、区分所有者および議決権の各 5 分の 4 以上の多数により決議をすることができる。なお、規約の変更は、各 4 分の 3 以上である。

(25) 2

誤り。不動産の譲渡所得は、申告分離課税（問 16 参照）で、課税譲渡所得金額に税率をかけて税額が計算される。適用される税率は、譲渡の年の 1 月 1 日現在において、所有期間が 5 年以下なら短期譲渡、5 年超なら長期譲渡となり、税率が異なってくる。また、居住用財産で同 10 年超なら「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）」を受けることができる。それぞれの税率は次の通り。

	課税譲渡所得金額	所得税	住民税
短期譲渡	—	30% (30.63%)	9%
長期譲渡	—	15% (15.315%)	5%
10 年超所有の居住用財産 の譲渡（軽減税率）	6,000 万円以下の部分	10% (10.21%)	4%
	6,000 万円超の部分	15% (15.315%)	5%

（注）カッコ内は、復興特別所得税（基準所得税額×2.1%）を加算した税率

設問の場合、平成 23 年 10 月 1 日に購入した土地を平成 28 年 10 月 1 日に譲渡したので、譲渡の年（平成 28 年）の 1 月 1 日現在においては、所有期間が 5 年以下となり短期譲渡となる。

(26) 2

誤り。子が父の所有する土地を無償で借り受け、その土地の上に建物を建築した場合には、使用貸借となり、贈与税の課税対象とはならない。

父の土地を使用貸借して子が家建てた場合、子が父から借地権相当額の贈与を受けたような形になるが、使用貸借による土地を使用する権利の価額はゼロとして取り扱われるので、贈与税は課税されない。なお、将来、父の相続が発生した場合、この土地の価額は、

他人に賃貸している土地（貸宅地）ではなく、自分が使っている土地（自用地）として評価される（評価額が高くなる）。

(27) 2

誤り。養子縁組（特別養子縁組を除く）が成立した場合、「養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する」（民法 809 条）が、実方の父母との間の親子関係は影響を受けないので、養子となった者は、実親、養親との間の二重の親子関係となる。

なお、家庭裁判所は、養子の年齢が 6 歳未満などの要件を満たせば、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（特別養子縁組という）を成立させることができる（同 817 条の 2）。

(28) 1

正しい。相続税の計算において、相続人が受け取った退職手当金等の非課税限度額は、「500 万円×法定相続人の数」で計算されるが、相続人のうち相続の放棄をした者がいる場合であっても、その放棄がなかったものとしたときの相続人の数とされる。

なお、死亡保険金の非課税限度額についても同様である。

(29) 2

誤り。相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の 1 親等の血族および配偶者以外の人（兄弟姉妹など）である場合には、その人の相続税額にその相続税額の 2 割に相当する金額が加算される。孫（2 親等）も原則 2 割加算の対象となるが、代襲相続人となった孫は 2 割加算の対象者とならない。

なお、養子は原則 2 割加算の対象とならないが、被相続人の養子となった孫（孫養子）は 2 割加算の対象となる。

(30) 2

誤り。「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けるためには、婚姻の届出さえていればよく、婚姻期間に関係なく適用される。なお、贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合は、婚姻期間が 20 年以上でなければならない。

「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定の適用を受けた場合、配偶者の取得する財産が、相続税の課税価格の合計額に対する配偶者の法定相続分相当額、あるいは 1 億 6,000 万円までのいずれか多い金額までであれば、原則として、配偶者の納付すべき相続税額は無いものとされる。

【第2問】

(31) 3

教育資金や老後資金、住宅ローンの返済などのライフイベントについて資金計画を立てる際、積立目標額や元利合計額、年金額やローン返済額などを計算することは重要である。

これらの金額を複利計算で行う場合、計算は複雑になるが、各種係数を利用すると簡単に計算することができる。

各種係数	どんなときに使うか？
終価係数	手持ちの資金を複利運用すると、将来いくらになるかを求める場合に使用
現価係数	複利運用して目標額をするためには、今いくら元金が必要かを求める場合に使用
減債基金係数	将来の貯蓄目標額を達成するには、毎年いくらずつ積み立てればよいかを求める場合に使用
資本回収係数	手持ちの資金を複利運用しながら毎年均等に年金として受け取れる金額やローン（元利均等返済）の年間返済額を求める場合に使用
年金終価係数	毎年一定額を積み立てると、将来いくら元利合計になるかを求める場合に使用
年金現価係数	希望する年金額を受け取るためには、今いくら元金があればよいかを求める場合やローン（元利均等返済）の借入可能額を求める場合に使用

一定の利率で複利運用しながら、毎年一定額を積み立てた場合の一定期間経過後の元利合計額を試算する際、毎年の積立額に乗じる係数は、「年金終価係数」である。

(32) 2

2)が正しい。公的介護保険の被保険者は、「65歳」以上の者は第1号被保険者、「40歳以上65歳未満」の公的医療保険加入者は第2号被保険者に区分される。

<参考：公的介護保険制度の保険給付（介護サービス）の対象者>

40歳未満	対象外
40歳以上 65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）	老化に伴う特定疾病が原因で要介護（要支援）状態になった者 ※「要介護（要支援）認定」が必要
65歳以上（第1号被保険者）	原因を問わず要介護（要支援）状態になった者 ※「要介護（要支援）認定」が必要

(33) 3

3)が正しい。遺族厚生年金の額（中高齢寡婦加算額および経過的寡婦加算額を除く）は、原則として、死亡した者の厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の「4分の3相当額」である。

(34) 3

3)が正しい。確定拠出年金の企業型年金において、企業型年金加入者掛金（マッチング拠出による加入者が拠出する掛金）は、その「全額」が所得税における小規模企業共済等掛金控除の対象となる。確定拠出年金の企業型年金は、基本的に会社が掛金を拠出する仕組みであるが、平成24年より、加入者（従業員）自らも一定の範囲内で事業主の掛金に上乗せ拠出ができるマッチング拠出が可能となっている。

(35) 3

3)が正しい。フラット35（買取型）では頭金なしでも購入価額の100%融資が受けられるが、融資率（借入額÷購入価額）が「9割」を超える場合は、融資率が「9割」以下の場合と比較して、通常、借入額全体の金利が高く設定されている。

(36) 1

1)が正しい。保険業法で定められた保険会社の健全性を示す「ソルベンシー・マージン比率」は、保険金等の支払余力がどの程度有するかを示す指標であり、この値が「200%」を下回った場合、監督当局による早期是正措置の対象となる。

(37) 2

2)が正しい。養老保険の福利厚生プランでは、契約者（＝保険料負担者）および満期保険金受取人を法人、被保険者を「役員および従業員全員」、死亡保険金受取人を被保険者の遺族とすることにより、支払保険料の「2分の1相当額」を福利厚生費として損金に算入することができる。

(38) 3

3)が正しい。医療保険等に付加される先進医療特約の対象となる先進医療とは、「療養を受けた日」において厚生労働大臣が承認しているものである。

(39) 2

2)が正しい。自動車損害賠償責任保険における保険金の限度額は、被害者1人につき、死亡による損害に対しては「3,000万円」、傷害による損害に対しては120万円（一定の後遺障害は4,000万円）である。

(40) 1

1)が正しい。自動車事故により、被保険自動車（非業務用のマイカー）に生じた損害に対して被保険者（＝契約者および保険料負担者）が自動車保険から受け取る車両保険金は、「非課税」である。

(41) 2

2)が正しい。全国の世帯が購入する家計に係る財およびサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定する「消費者物価指数」は、総務省が作成および公表している。

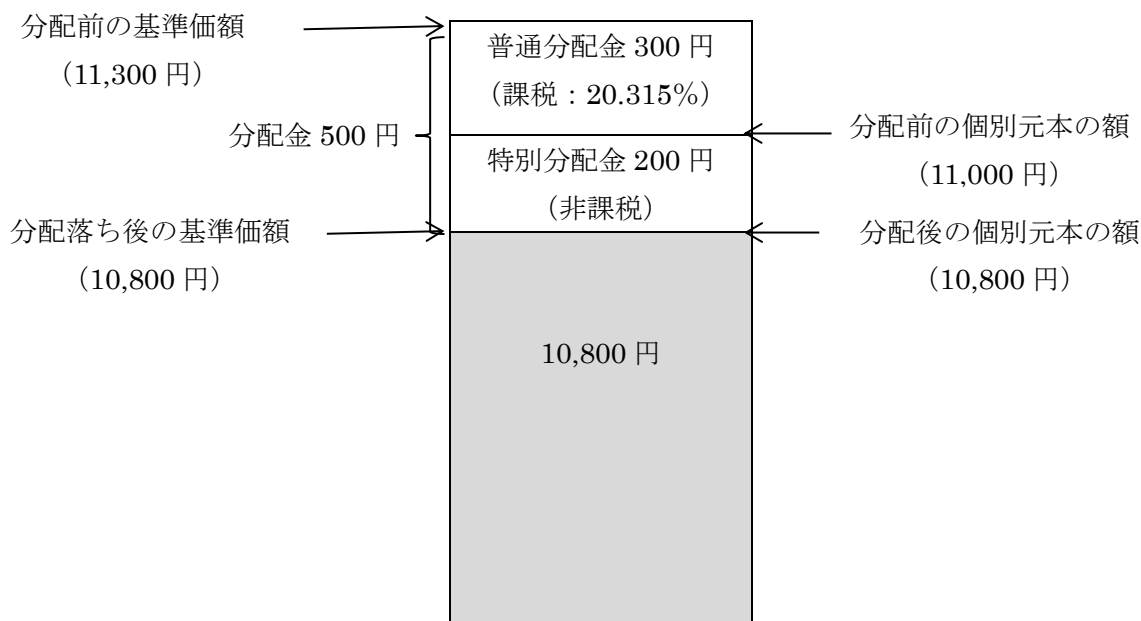
なお、景気動向指数は、生産、雇用などさまざまな経済活動での重要かつ景気に敏感に反応する指標の動きを統合することによって、景気の現状把握および将来予測に資するために内閣府が作成および公表している。また、企業物価指数は、企業間で取引される商品の価格を反映した物価指数で、日本銀行が作成および公表している。

(42) 1

1)が正しい。決算時に運用実績等により支払われる追加型株式投資信託の収益分配金は、投資家の個別元本により普通分配金と元本払戻金（特別分配金）に区分される。普通分配金は、配当所得として課税対象になるのに対し、元本払戻金（特別分配金）は、投資家の元本の一部が払い戻されたものなので、非課税扱いになる。

収益分配金はファンドの財産から支払われるので、収益分配金が支払われると、その分だけファンドの財産的価値である基準価額は下落する。これを分配落ちという。また、元本払戻金（特別分配金）が支払われると、投資家の個別元本はその分だけ下方に修正される。

以上を踏まえたうえで、設問をみると、1万口購入したときの基準価額1万1,000円が分配前の個別元本で、500円の収益分配金が支払われた分配落ち後の基準価額1万800円が分配後の個別元本となる。したがって、1万1,000円－1万800円＝「200円」(②)が非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）となり、500円－200円＝「300円」(①)が普通分配金として課税対象となる。



(43) 2

2)が正しい。固定利付債券の最終利回り（単利）を算出する計算式は、次の通り。

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面 (100 円)} - \text{買付価格}}{\text{残存期間}}}{\text{買付価格}} \times 100$$

したがって、表面利率（クーポンレート）1.30%、残存期間 3 年の固定利付債券を、額面 100 円当たり 104.32 円で購入した場合の単利最終利回りは、

$$\frac{1.3 + \frac{100 \text{ 円} - 104.32 \text{ 円}}{3 \text{ 年}}}{104.32 \text{ 円}} \times 100 = -0.13\% \text{ (小数点以下第 3 位を四捨五入)}$$

(44) 3

3)が正しい。

- ・ ROE（自己資本利益率、%）＝1株当たり当期純利益÷1株当たり純資産×100
X社のROE＝200円÷800円×100＝25%
- ・ PER（株価収益率、倍）＝株価÷1株当たり純利益
X社のPER＝2,000円÷200円＝10倍

(45) 3

3)が正しい。金融商品取引法の規定によれば、金融商品取引業者等は、適合性の原則により、金融商品取引行為において、顧客の「知識、経験、財産の状況」および金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行ってはならないとされている。

(46) 2

2)が正しい。所得税において、所得金額の計算上生じた損失（赤字）の金額を、他の所得の黒字の金額と損益通算することができるのは、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得（「ふ・じ・さん・じょう」などと覚えると良い）の4つである（ただし、この4つの所得の損失でも一部損益通算できないものがある）。

設問の所得の損失のうち、他の所得の金額と損益通算することができるのは「事業所得」で、雑所得については、たとえ赤字になったとしても、他の所得と損益通算することができない。したがって、総所得金額は、300万円（不動産所得の金額）－200万円（事業所得の損失）＝100万円である。

(47) 1

1)が正しい。契約者（＝保険料負担者）・被保険者・満期保険金受取人がいずれもAさんである一時払養老保険（保険期間10年、正味払込済保険料1,000万円）が満期となり、満期保険金1,100万円を一時金で受け取った場合、一時所得の金額は「1,100万円－1,000万円－50万円（特別控除額）＝50万円」と計算され、うち「50万円×1/2＝25万円」が総所得金額に算入される。

(48) 2

2)が正しい。地震保険料は、所得税・住民税の所得控除である地震保険料控除の対象となり、所得税では5万円を限度額として、その年に支払った地震保険料の全額が控除対象額になり、住民税では2万5,000円を限度額として、その年に支払った地震保険料の2分の1が控除対象額になる。

平成28年中に自己の所有する居住用家屋を対象とする地震保険契約の保険料として6万円を支払った場合、所得税の地震保険料控除の控除額は「5万円」である。

(49) 2

2)が正しい。

所得税において、扶養控除の対象となるのは、

- ①納税者と生計を一にしている親族（配偶者を除く）
- ②その年の12月31日現在で16歳以上
- ③合計所得金額が38万円以下

などの要件を満たした場合で、控除額は年齢等に応じて、次のようになっている。

区 分		控除額
一般の控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）		38万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）		63万円
老人扶養親族（70歳以上）	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等（注）	58万円

（注）同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系の尊属（父母・祖父母など）で、納税者又はその配偶者と常に同居している人をいう。

設問の同居老親等に係る扶養控除額は、「58万円」である。

(50) 3

3)が正しい。①事業所得または「不動産所得」を生ずべき事業を営む青色申告者が、②正規の簿記の原則に従い取引を記録した帳簿を備え、貸借対照表、損益計算書を添付した確定申告書を、③その提出期限までに提出するなどの要件を満たす場合、最高「65万円」の青色申告特別控除の適用を受けることができる。

(51) 2

2)が正しい。相続税路線価は、地価公示の公示価格の「80%」を価格水準の目安として設定されている。なお、固定資産税評価額は、公示価格の70%を価格水準の目安として設定されている。

(52) 1

1)が正しい。不動産取引の媒介契約には、一般媒介契約、専任媒介契約、専属専任媒介契約の3つがあるが、専任媒介契約、専属専任媒介契約の有効期間は最長「3ヵ月」である。

媒介契約の主なポイントをまとめると、次のようになる(○:できる・あり、×:できない・なし)。

種 類	一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
契約期間	—	3ヵ月以内	3ヵ月以内
他の業者への依頼	○	×	×
自己発見取引(注)	○	○	×
指定流通機構への登録義務	—	○(7日以内)	○(5日以内)
業務処理状況の報告義務	—	○(2週間に1回)	○(1週間に1回)

(注) 依頼者が自ら発見した相手方と売買契約を締結すること。

(53) 2

2)が正しい。借地借家法の規定によれば、定期借地権等以外の借地権に係る借地契約を更新する場合において、その期間は、借地権設定後の最初の更新では更新の日から「20年」、それ以降の更新では「10年」とされている。ただし、当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間とされている。

(54) 1

1)が正しい。建築基準法の規定によれば、都市計画区域および準都市計画区域内における防火地域内に耐火建築物を建築する場合、「建ぺい率の制限」について下記のような緩和措置を受けることができる。

- ・指定建ぺい率が80%の地域内でかつ防火地域内に耐火建築物を建築する場合…建ぺい率の制限がなくなる。したがって、建ぺい率は100%となる。
- ・指定建ぺい率が80%以外の地域内でかつ防火地域内に耐火建築物を建築する場合…建ぺい率が10%緩和される。

なお、容積率については、緩和規定はなく、幅員12m未満の道路に接する敷地では、(イ)指定容積率と(ロ)前面道路幅員×6/10(住居系用途地域では4/10)のいずれか低い方の容積率が適用されるという制限規定がある。

(55) 2

2)が正しい。不動産の譲渡所得の税額は、次のようにして計算される。

譲渡収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額＝課税譲渡所得金額

課税譲渡所得金額×税率＝税額

この計算式において、取得費が不明のときや実際の取得費が少額のときは、譲渡収入金額の「5%」相当額を取得費（概算取得費という）とすることができる。

(56) 1

1)が正しい。民法の規定によれば、親族とは、「6」親等内の血族、配偶者および「3」親等内の姻族をいう。

(57) 2

2)が正しい。設問の場合、Aさんの相続における相続人は、配偶者（妻Bさん）と直系尊属（母Dさん）なので、妻Bさんの法定相続分は、「3分の2」である。

(58) 2

2)が正しい。相続税の基礎控除額は、「3,000万円＋600万円×法定相続人の数」で計算されるが、「法定相続人の数」は、民法上の取り扱いと異なっており、相続放棄した人も放棄しなかったものとして取り扱う。また、養子（普通養子）が複数いる場合、実子がいる場合は1人まで、実子がいない場合は2人までしかカウントできないという制限がある。なお、特別養子の場合は、この養子の数の制限はない。

相続人が被相続人の配偶者、実子2人、特別養子縁組以外の縁組による養子（普通養子）2人の計5人の場合、相続税の基礎控除額を計算するうえでの法定相続人の数は、配偶者、実子2人、養子1人の計4人となるので、基礎控除額は、「3,000万円＋600万円×4人＝5,400万円」である。

(59) 1

1)が正しい。貸家の用に供されている家屋の相続税評価額は、「家屋の固定資産税評価額×（1－借家権割合×賃貸割合）」の算式により算出される。

(60) 2

2)が正しい。相続人が相続により取得した宅地が「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における特定居住用宅地等に該当する場合、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、330㎡を限度面積として評価額の80%を減額することができる。

したがって、当該宅地の面積が350㎡の場合、減額される金額は、次の算式により算出

される。

$$\text{宅地の評価額} \times \frac{300 \text{ m}^2}{350 \text{ m}^2} \times 80\%$$

<小規模宅地等の減額特例>

	限度面積	減額割合
特定居住用宅地等 (被相続人の居住用宅地を配偶者が取得した場合など)	330 m ²	80%
特定事業用宅地等 (一定の親族が被相続人の事業を引き継ぐ場合など)	400 m ²	80%
貸付事業用宅地等 (アパート、賃貸マンションなど)	200 m ²	50%